

平成30年度

第1回

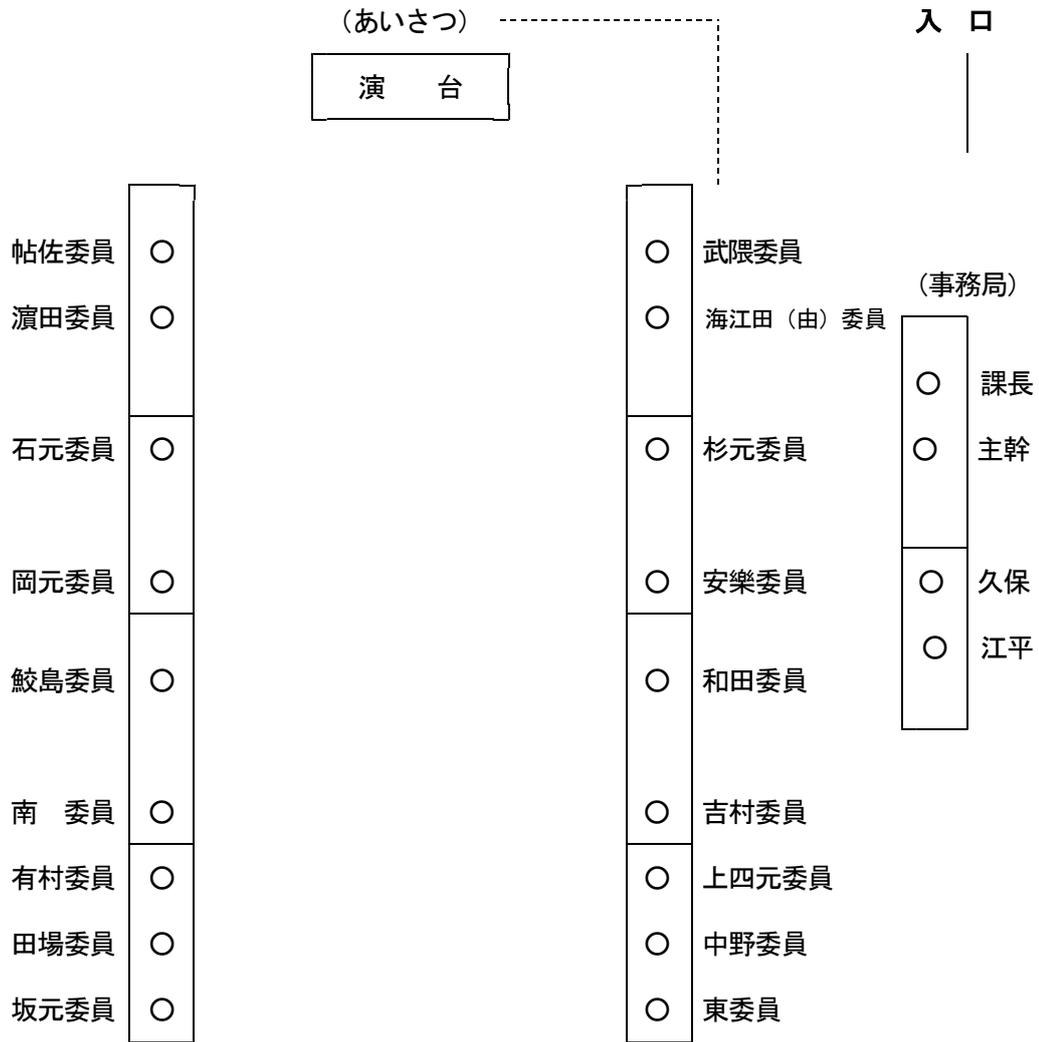
鹿児島市青少年問題協議会

日 時 平成30年6月7日（木） 9：30～11：00

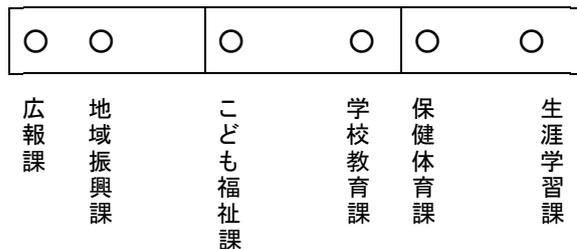
場 所 市教育総合センター 青年会館 3階 第1・2・3研修室

第1回鹿児島市青少年問題協議会座席表

1 日時 平成30年6月7日(木) 9:30~11:00
 2 場所 市教育総合センター 青年会館 3階 第1・2・3研修室



(幹 事)



○鹿児島市青少年問題協議会条例

昭和42年4月29日

条例第53号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、鹿児島市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に居住する満20歳以上の者で公募に応じたもの

(3) 関係行政機関の職員

3 前項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 協議会に専門の事項を調査するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されたものとみなす。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部青少年課において処理する。

(委任)

第8条 法令及びこの条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年12月26日条例第75号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則 (平成26年3月18日条例第26号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

平成30年度 第1回鹿児島市青少年問題協議会開催要項

平成30年6月7日
青 少 年 課

1 趣 旨

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策を総合的に推進するため、青少年健全育成に関する主な施策等を審議する。
- (2) 関係行政機関相互の連絡調整を図る。

2 日程及び会順

- (1) 日 時 平成30年6月7日（木） 9：30～11：00
- (2) 場 所 市教育総合センター 青年会館 3階 第1・2・3研修室

(3) 会 順

ア 委員紹介 9：30

イ 会長、副会長選出 9：35

ウ 開会のあいさつ 9：40

エ 協 議 9：45

- ① 前年度協議内容等について
- ② 平成30年度青少年健全育成に関する主な施策等（案）について
- ③ 平成30年度の協議テーマ（案）について
- ④ 専門委員会の設置（案）について
- ⑤ 平成30年度青少年問題協議会の会議計画（案）について
- ⑥ その他（情報・意見交換）

オ 閉会のあいさつ 10：55

平成30年度青少年問題協議会委員				
選出区分		団体	役職	氏名
学識経験者 14人	大学	鹿児島大学・附属教育実践センター	副学長	武隈 晃
		鹿児島国際大学	准教授	帖佐 尚人
		志学館大学	教授	飯干 紀代子
	学校	市小学校長会(花野小学校)	代表	濱田 りえ子
		市中学校長会(星峯中学校)	代表	石元 優子
		鹿児島地区高等学校生活指導研究協議会	会長	岡元 良二
	関係団体	専修学校協会	代表	鮫島 陽子
		市心豊かで元気あふれる「さつまっ子」市民会議	副会長	南 香織
		(社)鹿児島青年会議所	代表	有村 雅憲
		南日本新聞社	論説委員	海江田 由加
		市PTA連合会	代表	田場 学
		市あいご会連合会	代表	柿原 由美子
		市民生委員児童委員協議会	代表	坂元 妙子
	薬物乱用防止指導員鹿児島地区協議会	代表	海江田 麻貴	
公募市民 2人		公募市民		鶴田 宏
		公募市民		野田 洋一郎
関係行政機関の職員 9人		市教育長	教育長	杉元 羊一
		鹿児島労働局職業安定部	訓練室長	和田 滋
		県警察本部生活安全部少年課	課長	安樂 泰広
		鹿児島地方務局人権擁護課	課長	吉村 和浩
		市市民文化部	部長	上四元 剛
		市こども未来部	部長	中野 和久
		市人権啓発室	室長	東 和沖
		市教育委員会教育部	部長	中崎 新一郎
		市学校教育課	課長	下江 嘉誉

平成30年度 鹿児島市青少年問題協議会幹事				
選出区分		団体	役職	氏名
関係各課 9人		広報課	課長	大山 かおり
		地域振興課	課長	二宮 雅人
		男女共同参画推進課	部長参事	大野 正道
		こども福祉課	課長	仮屋 拓也
		人権啓発室	主幹	井手上 康子
		学校教育課	主幹	中村 武司
		保健体育課	課長	竹之下 浩徳
		生涯学習課	課長	吉松 健二
		青少年課	課長	楠原 豊

会議等報告

平成29年7月3日

件名	平成29年度第1回鹿児島市青少年問題協議会	作成課	教育部 青少年課
日時	平成29年6月27日（火） 13時30分～15時		
場所	市教育総合センター3階 青年会館一・二・三研修室		
出席者	青少年問題協議会委員 18人（欠席7人）		
市出席者	委員： 教育長、市市民文化部長、市こども未来部長、市人権啓発室室長、教育部長、青少年補導センター運営協議会会長（学校教育課長） 幹事： 広報課長、地域振興課長、男女共同参画推進課長、こども福祉課長、人権啓発室係長、学校教育課主幹、保健体育課長、生涯学習課長 事務局： 青少年課長、青少年課3人		
会次第	1 委嘱状交付 2 委員紹介 3 開会のあいさつ 4 協議 (1) 青少年問題協議会の設置等について (2) 前年度協議内容について (3) 平成29年度青少年健全育成に関する主な施策等について（案） (4) 平成29年度の協議テーマについて (5) 専門委員会の設置（案）について [前年度専門委員会の報告] (6) 平成29年度青少年問題協議会の会議計画(案)について (7) その他（情報・意見交換 いじめ問題を含む） 5 閉会のあいさつ		
主な決定事項	○ 平成29年度青少年健全育成に関する主な施策等（案）について 承認 ○ 平成29年度協議テーマ設定、専門委員会の設置（案）について 承認 ○ 平成29年度青少年問題協議会の会議計画（案）について 承認		
主な意見等	○ 平成29年度青少年健全育成に関する主な施策等（案）について <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体との連携については、校区公民館運営協議会が15、コミュニティ協議会が63ほどである。青少年の健康育成の体制変更の過渡期に当たる。 ・ 保護者が子どもに見本を示す必要があり、今後、さらに三者（学校、家庭、地域）と連携を図り、多角的に考えることが大事である。 ・ 第二土曜日について、学校の対応は、①地域の人材活用、②補充学習、③親子で参加する行事、④交流学习、⑤2時間続きの授業などである。 ・ 他課との連携や情報共有をさらに図っていく必要がある。関係各課の主な青少年健全育成事業の冊子を活用し、具体化を図っていくことを検討する。 ○ 平成29年度協議テーマ設定と専門委員会の設置（案）について <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議テーマを施策2『学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進』の中の「ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいのか」と平成28年度に引き続き、設定した。 ・ 学校においては、各種協議会の場等を通じて、自校のよさを紹介する機会が多くなっており、協力をもらいながら進めることで、効果的、効率的に学校環境が整っていくことを実感している。 ・ 法務局からのSOSレターは、いじめ解決にもつながるものの一つであり、「いじめを誰にも相談できなかった」という子どもたちの現状を少しでも改善していくツールとなる。 ・ いじめ問題の解決には、「多様性」を認めることが大切であり、ネット世代の人間関係力でいうと「関係を修復する力」が重要ではないか。 ・ いじめの解決には、仲間や同級生からのアプローチが、本人の勇気につながる部分も大きいと考える。 ・ インターネットを巡る問題は、今や広範囲に及んでおり、全く会ったこともない子ども同士が繋がるなど、他県や関係機関との連携が重要となる。 ・ 薬物問題もインターネットを通じて、保護者が知らないうちに危機が迫っている例もある。保護者が子どもに関心をもって接することが重要である。 		

会議等報告

平成30年2月6日

件名	平成29年度第2回鹿児島市青少年問題協議会	作成課	教育部 青少年課
日時	平成30年1月31日(水) 9時30分～11時00分		
場所	市教育総合センター3階 青年会館一・二・三研修室		
出席者	青少年問題協議会委員 21人(欠席4人)		
市出席者	委員： 教育長、市市民文化部長、市こども未来部長、市人権啓発室室長、教育部長、青少年補導センター運営協議会会長(学校教育課長) 幹事： 広報課長、男女共同参画推進課長、こども福祉課長、人権啓発室係長、学校教育課主幹、保健体育課長、生涯学習課長 事務局： 青少年課長、青少年課3人		
会次第	1 開会のあいさつ 2 第1回青少年問題協議会協議内容・会議経過 3 協議 (1) 平成29年度青少年健全育成事業等の実施状況について (2) 平成29年度青少年問題協議会専門委員会の報告等について (3) 平成30年度青少年問題協議会の会議計画(案)について (4) その他(情報交換等) 4 閉会のあいさつ		
主な決定事項	○ 平成30年度青少年問題協議会の会議経過について 承認 ○ 平成30年度青少年健全育成事業等の実施状況について 承認 ○ 青少年問題協議会専門委員会の報告について 承認 ○ 平成30年度青少年問題協議会の活動計画(案) 承認		
主な意見等	○ 平成29年度青少年健全育成事業等の実施状況について <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な関係機関が青少年の健全育成において、重層的に環境づくりに取り組んでもらっている。 ・ 学校で実施した市道徳教育研究会や薬物乱用防止教室、立志のつどい等において、地域の方々も参加し、子どもたちのことを伝えるよい機会となった。今後は、子どもたちの成長を踏まえた対応がさらに必要であると感じた。 ○ 平成29年度青少年問題協議会専門委員会の報告について <ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレットは、子どもの言葉で表現されており、中身が充実していると思った。 ・ リーフレットの配布対象は、子ども、保護者、教師、地域の方々など、全ての人を対象である。このリーフレットを活用して、健全育成に活かすことが狙いである。子ども自ら4つの力を理解し、活かせるようになったら最良である。地域では、リーダー育成に役立ててもらいたい。 ・ リーフレットを学校、家庭、地域で活用してもらいたい。 ・ 「助けが必要な人を支援・サポートする」ことは、よく言われることであり、必要なことであるが、それをネット世代の人間関係に必要な力として、「助けを求める力」とした所が興味深い。また、「関係を調整する力」は、保護者や地域の人が必要な力でもあると考える。 ○ その他(情報交換) <ul style="list-style-type: none"> ・ 近頃の事件から、怒りをコントロールできない青少年にどう対応していくかについて、みんなで考えていく必要があるのではないか。 ・ 今、地域において「関係を調整する力」が求められているように考える。児童生徒同士のトラブルにおいて、周りが情報を共有し、それぞれが役割を果たすこと、つまり互いの関係を調整することで、解決に向かうことができるのではないかと思う。 ・ 働き方改革の観点から考えるに、先生方の労働時間と対価などの課題についても考えていく必要がある。部活動の在り方については、国や県の動向を注視しながらも地域の独自性をしっかりと踏まえて、学校内でも議論を進めていく必要があると考える。 		

平成30年度 青少年健全育成に関する主な施策等（案）

1 基本方針

青少年が心身ともに健やかに成長することは、青少年自身の課題であるとともに、すべての大人の責任でもある。このような認識のもとに、これからの社会をたくましく生き抜くことができるよう、青少年一人一人が「生きる力」を身に付けるために、家庭では親が、地域社会では大人が子どもと真正面から向き合うことが大切である。

そこで、鹿児島市の教育を考える市民会議提言等の趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域社会が緊密に連携し、それぞれの教育力を発揮する中で、本市の教育的伝統や風土を生かした教育を推進し、市民総ぐるみで、「心豊かで元気あふれる『さつまっ子』」を育成するものとする。

2 主な施策

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上
- (2) 学校と家庭、地域が連携した心の教育の推進
- (3) 青少年の地域活動や団体活動の促進
- (4) 青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進
- (5) 関係機関・団体相互の緊密な連携

3 重点事項

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上に努める。

〔視 点〕

家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点であることを踏まえて保護者は、人生最初の教師となることの自覚と責任をもって家庭教育の充実に努める。

〔重点事項〕

ア 家庭の教育力の充実

イ 明るく健全な家庭づくり

- 親子で「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的な生活習慣の育成に取り組んだり、地域行事やボランティア活動、人や自然と触れ合う外遊びや体力づくり等の諸体験活動に積極的に参加したりすることにより家庭の教育力向上に努める。
- 家族が、一緒に食事をして、一日の出来事を語り合ったり、毎月23日の「子どもといっしょに読書の日」に取り組んだりするなど、だんらんの中で親子や兄弟の温かい人間関係づくりを進め、家族のふれあいを大切にし、家族のきずなを深める。
- 家族の一員として、子どもに仕事や役割をもたせる。
- 子育てには父親の役割が重要であることを認識し、父親の出番を積極的につくる。
- いじめや不登校をなくし、明るく楽しい学校生活を送るための実践を呼びかけたり、標語やポスターを有効に活用したり、家族でわが家の家訓などを話し合ったりする。
- 家庭教育学級や子育て講座等の充実に図り、家庭の教育力を高める。

(2) 学校と家庭・地域が連携して心の教育を推進する。

〔視 点〕

学校と家庭・地域（企業等含む）が連携して、道徳教育や人権教育を推進し、相互の人間関係を深め、心の教育の充実に努める。

〔重点事項〕

- ア 青少年健全育成の気風づくり
- イ 心身ともにたくましい児童生徒の育成
- ウ 学校と家庭・地域が連携した諸事業の推進

- 学校では、一人一人の個性を尊重し、豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性や、生命を尊ぶ心の育成に努める。特にいじめ問題については、いじめは、絶対に許されない行為であるとの認識に立って1件でも早く発見し、1件でも多い解決を図る。
- 学校では、分かる授業を心掛け、理解の状況に応じた支援・指導の充実に努める。
- 家庭では、「おはよう」と元気よく声かけをしながら、子どもと「握手」をするなど一日の生活に希望と夢をもつ場と機会をつくる。
- 地域では、青少年の「心の支え」となるようなボランティア活動や伝統行事の場と機会の拡充に努めるとともに、子どもの「人間関係づくり」や「心の交流」を一層推進する。
- 家庭・学校・地域が一体となった「市民総ぐるみあいさつ運動」や子どもたちに積極的な「愛の声かけ」などをおして、いじめや暴力行為・刃物所持等の問題行動を見逃さず、他人の子どもでも教え諭すなど、「地域の子どもは地域で育てる」実践に努める。（公共の場でのマナー等）
- インターネットに係る影響やコミュニケーションの取り方について、子ども自ら考え、話し合う場をもつようにする。
- 学校と連携し、学校支援ボランティア事業の拡充を図り、事業の更なる充実に努める。
- 親子の心の交流を促進するため、中学生から保護者宛、また、保護者から中学生宛のメッセージを葉書で募集する「こころの言の葉」コンクールを実施し、互いの存在やその大切さについて考えさせる。

(3) 青少年の地域活動や団体活動を促進する。

〔視 点〕

青少年は、各年齢期に応じたさまざまな体験活動を、異年齢や世代間の交流活動として実施し、好ましい人間関係や思いやりの心、郷土かごしまへの愛着心等をはぐくみ、主体的に生きる力を身に付ける。

〔重点事項〕

- ア リーダー及び指導者の育成
- イ 社会体験活動や自然体験活動の推進
- ウ 生涯学習施設等の活用の推進

- ボランティア活動等の社会奉仕体験活動をはじめ、自然体験、文化及びスポーツ活動等、青少年の各年齢期に即した調和のとれた体験活動プログラムや体験活動実践例を活用し実践する。その際、体験活動を通じた危険予知・回避能力の育成を図る。
- 世代間のふれあいや地域に関する学習、郷土芸能の伝承活動など、地域に根ざした活動を促進する。
- あいご子ども会やスポーツ少年団等のジュニアリーダーを養成し、組織の強化と活動の充実を図る。
- 子ども体験活動支援情報誌（「キッズ通信アクト」年6回発刊）を活用して、親子やグループでさまざまな体験活動に参加する。
- 学校は、団体活動や地域行事等に、青少年が主体的に参加するように奨励する。
- 冒険ランドいおうじまや宮川野外活動センター等の利用促進を図る。

(4) **青少年を守りはぐくむ環境づくりを促進する。**

〔視 点〕
 学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する。

〔重点事項〕

- ア 地域ぐるみの青少年育成
- イ 環境浄化運動と街頭補導活動の実施
- ウ 児童虐待防止への取組
- エ 有害情報への対応

- 環境点検を実施し、地域住民の理解と関心を高めるとともに、青少年が安全でかつ健全に育つためのよりよい環境づくりに努める。特に、地域の防犯ボランティア団体等との情報の共有化を図るなど、連携を深めた活動に努める。
- 校区等で地域の協力を得ながら子どもたちの活動場所や子どもたちとの交流活動等を設けたり、青少年健全育成大会や青少年のつどいなどを開催したりするなど、地域ぐるみで青少年を育てる気風づくりに努める。
- 街頭補導を計画的に進めるとともに、娯楽施設等への協力を依頼するなど環境浄化活動の一層の推進を図り、青少年の問題行動の未然防止・早期発見に努める。
- 児童虐待防止の啓発に努め、早期発見・対応に努める。
- 学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携して、携帯電話やインターネット利用の危険性やフィルタリング利用による安全対策についての指導・啓発の充実を図り、ネット犯罪被害や有害情報から青少年を守る取組を推進する。

(5) 関係機関・団体相互の緊密な連携を図る。

〔視 点〕

関係機関・団体の連絡会等を計画的に開催し、活動の共通理解と共通実践を通して青少年を健全育成する。

〔重点事項〕

- ア 関係機関・団体との情報交換
- イ 関係機関・団体の広報活動の充実
- ウ 関係青少年団体との連携及び育成・支援

- 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議を開催し、関係機関・団体相互の理解を図りながら地域の特色を生かした活動を市民運動として促進する。
 - ・ 第16回明るく楽しい学校づくり市民大会の開催
日 時：平成30年10月20日（土） 9：10～12：00
会 場：市民文化ホール（第2ホール）
参加者：800人（予定）
- コミュニティー協議会や校区公民館運営審議会等で、校区内の行事調整を行い、青少年健全育成の充実を図る。
- 関係機関・団体の広報活動を工夫し、市民に届く啓発活動に努める。
- 関係機関・団体相互の情報交換に努め、連絡体制の整備・充実を図る。
- 学校や警察及び福祉等の関係機関との連携を推進する。

(連絡会議等)

- ・ 鹿児島地区青少年環境づくり懇談会
- ・ 要保護児童対策地域協議会
- ・ 鹿児島県薬物乱用防止指導員連絡協議会
- ・ 天文館等環境浄化対策連絡協議会
- ・ シンナー・接着剤等乱用防止対策協議会
- ・ 県カラオケスタジオ協会
- ・ 県アミューズメント施設営業協会等

(6) その他

- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間に青少年健全育成関係行事等を集中的に開催し、学校・家庭・地域社会が連携しながら、鹿児島の教育について考える気運を高める。（11月1日～11月7日までの1週間）
- 第3土曜日「青少年育成の日」は、その趣旨を踏まえ、関係機関・団体の年間計画に位置付けて実施する。（地域行事への参加）
- 第3日曜日「家庭の日」は、その趣旨を踏まえ、家族を中心とした活動をする。
- 第2土曜日「土曜授業」はその趣旨を踏まえ、保護者や地域の方々の参加・協力を得て学校の教育活動を実施する。

主な施策の体系表

基本目標

心豊かで元気あふれる
「さつまっ子」の育成

基本理念

個性豊かな人生を送るための基礎的な教養を身につけ、ふるさとをこよなく愛し、自ら学び続ける意欲を持ち、国際社会にたくましく生きていく青少年を市民みんなが協力して育成する。

主な施策

豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上

- ア 家庭の教育力の充実
- イ 明るく健全な家庭づくり

学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進

- ア 青少年健全育成の気風づくり
- イ 心身ともにたくましい児童生徒の育成
- ウ 学校と連携した諸事業の推進

青少年の地域活動や団体活動の促進

- ア リーダー及び指導者の育成
- イ 社会体験活動や自然体験活動の推進
- ウ 生涯学習施設等の活用の推進

青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進

- ア 地域ぐるみの青少年育成
- イ 環境浄化運動と街頭補導活動の実施
- ウ 児童虐待防止への取組
- エ 有害情報への対応

関係機関・団体相互の緊密な連携

- ア 関係機関・団体との情報交換
- イ 関係機関・団体の広報活動の充実
- ウ 関係青少年団体との連携及び育成・支援

重点事項

平成30年度 青少年問題協議会専門委員会の設置（案）

1 専門委員会設置の理由

平成28～29年度の市青少年問題協議会では、「ネット世代の青少年に求められる人間関係力とは何か」をテーマに議論し、その中で、「自分を大切にする力」を根底にして、「関係をつくる力」、「関係を修復する力」、「助けを求める力」、「関係を調整する力」という4つの力を学校や家庭、地域で育てていくことを提言した。

そこで、今まで以上に、学校・家庭・地域が連携しながら、青少年に人間関係力を高め、育むことが必要とされるが、近年、全国においては青少年から出された相談が関係機関に適切につながらないケースや家庭が抱える問題に地域が対応できない現状がある。そのため、「助けを求める力」を育成するためにも、青少年が安心して相談できる環境づくりが求められている。

このような状況を受け、協議会での審議内容等との関連を図りながら、市青少年問題協議会条例第5条の規定に基づき専門委員会を設置し、青少年をめぐる問題の状況を探り、学校、家庭、地域が連携を図るために、どのような取組が必要なのか、調査研究を行うものとする。

2 専門委員（8人）

番号	氏名	役職
1	濱田 りえ子	鹿児島市小学校長会代表
2	石元 優子	鹿児島市中学校長会代表
3	岡元 良二	鹿児島地区高等学校生活指導研究協議会会長
4	帖佐 尚人	鹿児島国際大学准教授
5	南 香織	市心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議副会長
6	田場 学	鹿児島市PTA連合会代表
7	野田 洋一郎	公募市民
8	安樂 泰広	県警察本部生活安全部少年課長

3 審議計画

- (1) 審議のテーマ 青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進（主な施策(4)）
- (2) 視点 青少年が安心して相談できる環境づくりのために、学校、家庭、地域はどのような連携が必要か。
- (3) テーマ設定の理由
 - ① 人間関係力の4つの力の内、「助けを求める力」を育む環境づくりの必要性
 - ② 地域ぐるみで、「助けを求める力」を育むための環境をつくる必要性
- (4) 審議期間 平成30・31年度（年2回、計4回の専門委員会）

青少年問題協議会専門委員会審議テーマと視点（H15年度～）(案)

15年度	『郷中教育』のよさを現代に生かした青少年教育を学校・家庭・地域でどのように推進していけばよいか。
16年度	生涯にわたって「心の支え」となるようなふるさとでの体験活動をどう展開すればよいか。 (1) 子どもの年齢期に応じた体験活動プログラム (2) 体験活動を支援する環境づくり
17年度	生涯にわたって「心の支え」となるようなふるさとでの体験活動をどう展開すればよいか。 ～体験活動を支援する環境づくりのための体験活動プログラムの作成～
18年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する～
19年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する～
20年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～インターネット上のいじめやインターネットに関する犯罪や有害情報から青少年を守る未然防止の具体的方策～
21年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～インターネット上のいじめやインターネットに関する犯罪や有害情報から青少年を守る未然防止の具体的方策～
22年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年をめぐる課題を探り、学校、家庭、地域でどう育てるか～
23年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年をめぐる課題を探り、学校、家庭、地域でどう育てるか～
24年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年のインターネット利用上の課題を探り、様々なトラブルから青少年を守るために学校、家庭、地域はどのような対策を講じればよいか～
25年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年のインターネット利用上の課題を探り、様々なトラブルから青少年を守るために学校、家庭、地域はどのような対策を講じればよいか～
26年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年が望ましい人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
27年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年が望ましい人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
28年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
29年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
30年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年が安心して相談できる環境づくりのために、学校、家庭、地域はどのような連携が必要か～
31年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年が安心して相談できる環境づくりのために、学校、家庭、地域はどのような連携が必要か～

平成30年度青少年問題協議会計画（案）

日 時	会 議	主 な 内 容	場 所
平成30年5月15日(火) 11:00～12:00	幹 事 会	第1回青少年問題協議会の開催について ① 平成30年度青少年健全育成に関する主 な施策等について ② 平成30年度青少年問題協議会の会議計 画について	青年会館 会議室
平成30年6月7日(木) 9:30～11:00	協 議 会	① 平成30年度青少年健全育成に関する 主な施策等について ② 青少年問題協議会の会議計画について ③ 平成30年度の協議テーマ及びいじめ問題 について ④ その他（情報交換等）	青年会館 研修室
平成30年8月28日(火) 10:00～11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ①】 ○ 平成30・31年度のテーマに係る協議 ・現状の分析と課題	青年会館 会議室
平成30年11月13日(火) 10:00～11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ②】 ○ 平成30・31年度のテーマに係る協議 ・連携の在り方	青年会館 会議室
平成31年1月18日(金) 11:00～12:00	幹 事 会	第2回青少年問題協議会の開催について ① 青少年問題協議会の会議経過について ② 青少年健全育成事業等の実施状況につ いて ③ 専門委員会の報告について	青年会館 会議室
平成31年1月31日(木) 9:30～11:00	協 議 会	① 青少年問題協議会の会議経過報告 ② 青少年健全育成事業等の実施状況報告 ③ 青少年問題協議会専門委員会報告 ④ その他（情報交換等）	青年会館 研修室